

新座市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る取扱要領

(令和7年8月22日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、新座市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定により主任技術者又は監理技術者を配置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専任特例1号 法第26条第3項第1号の規定による主任技術者又は監理技術者の配置をいう。
- (2) 専任特例2号 法第26条第3項第2号の規定による監理技術者の配置をいう。

(適用範囲)

第3条 専任特例1号は、請負代金額が1億円未満の工事を対象とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合には、2億円未満とする。

(同一の専任特例監理技術者等が兼務できる工事の数)

第4条 専任特例1号又は専任特例2号により配置される同一の主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例監理技術者等」という。）が管理することができる工事の数は、同時に2件までとする。ただし、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

(専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を認める要件)

第5条 専任特例1号の適用に当たっては、前2条のほか、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。専任特例1号を適用した工事と兼務する工事が、法第26条第3項による監理技術者等の専任を要しないものである場合は、当該専任を要しない工事についても、これを適用する。

- (1) 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、1の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものと

する。

- (2) 下請次数が3を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が3を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

- (3) 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講じるための者（以下「連絡員」という。）を配置すること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

- (4) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- (5) 当該工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

- (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出し、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

- (7) 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はWeb会議システム等）が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

（専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める要件）

第6条 専任特例2号の適用に当たっては、第4条のほか、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

- (2) 監理技術者補佐は次のいずれかに該当する者とする。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、イを満たす者に限る。

ア 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者のうち、1級の技術検定の第1次検定に合格した者（当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）

イ 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者

- (3) 監理技術者補佐は、入札の申込のあった日（指名競争入札で入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約は見積書の提出のあった日）以前に入札参加者又は受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (5) 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (6) 監理技術者補佐が担う業務等を明らかにすること。

(提出書類)

第7条 受注者は、専任特例監理技術者等、監理技術者補佐及び連絡員の配置を行うときは、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例監理技術者等、監理技術者補佐及び連絡員の配置を行うときは、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第8条 次のいずれかに該当する場合は、専任特例監理技術者等の配置を認めないものとする。

- (1) 新座市低入札価格調査制度試行要領（平成28年7月28日市長決裁）等で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。
- (2) 入札公告等で専任特例監理技術者が配置不可とされた工事であるとき。
- (3) 共同企業体により施工される工事であるとき。

(その他)

第9条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員又は監理技術者補佐を新たに設置する等施工体制が変更になるときは、事前に発注者と協議し、必要な手続を行うものとする。

2 専任特例監理技術者等及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズへの登録を行うものとする。

3 この要領に記載のない事項については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年10月1日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。
- 2 この要領の実施の日前に、入札公告又は指名通知を行った工事については、発注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。